

大和市防災教材貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とした、防災教材（以下「教材」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 教材の貸出対象者は、自主防災会、学校、企業、関係機関とし、大和市長（以下「市長」という。）が認めた者とする。

(貸出しの教材)

第3条 貸出しする教材は、別表のとおりとする。

(貸出しの手続き)

第4条 利用したい者は、防災教材借用申請書（以下「申請書」という。第1号様式）に必要事項を記入して申請するものとする。

2 市長は、前項の申請について第2条及び第5条の規定に適合することを確認の上、貸出しの可否を決定し、防災教材貸出し（承認・不承認）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(借用者の義務)

第5条 教材の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）は、当該教材を営利目的としてはならない。

2 借用者は、教材の貸出しを許可した目的以外に使用してはならない。

3 借用者は、教材を転貸し、又は譲渡してはならない。

4 借用者は、教材の複製を作成してはならない。

(貸出期間)

第6条 教材貸出期間は、7日以内とする。ただし、教材の管理上又は運営上支障がないと市長が判断したときは、この限りではない。

(教材の受領並びに返却)

第7条 教材の貸出し並びに返却は、市長室危機管理課においてこれを行う。

2 借用者は、教材の貸出期限が到来したとき、直ちに返却しなければならない。

3 市長は、利用方法が第5条に抵触すると認めたときは、借用者に対して返却を求めることができる。

(使用料)

第8条 教材の使用料は、無料とする。

(管理義務)

第9条 借用者は、教材を良好な状態に保持できるよう必要な管理をするものとする。

2 借用者は、教材を滅失又は損傷したとき、その損害を賠償しなければならない。

(利用状況報告の義務)

第10条 借用者は、教材の利用結果について防災教材利用状況報告書（第3号様式）を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成23年3月8日から施行する。

別表

| No. | 教 材 名 | 規格等 | 数量 | 企画・製作 |
|-----|----------------------------------|------------|----|---------------------|
| 1 | 地震だ！その時どうする？ 自分を守り、みんなで助け合おう。 | DVD 18分 | 1 | 消防科学総合センター |
| 2 | ふせごう ー家具等の転倒防止対策ー | DVD 21分 | 1 | 消防科学総合センター |
| 3 | 津波から生き延びるために 知る・行動する | DVD 15分 | 2 | 消防科学総合センター |
| 4 | 震災時の帰宅行動 ～そのとき、あなたはどうしますか？～ | DVD | 1 | 内閣府 |
| 5 | ビジュアル版 幸せ運ぼう | DVD | 1 | 神戸市教育委員会 読売テレビ放送 |
| 6 | チャレンジ！防災48 | DVD | 1 | 総務省消防庁 |

第1号様式

防災教材借用申請書

| 受付者 | 担 当 | 主幹・係長 | 課 長 |
|-----|-----|-------|-----|
| | | | |

年 月 日

大和市長あて

申請者 団 体 名

住 所

代表者氏名

連絡先電話番号

次の教材等を借り受けたいので申請します。

| | |
|-------|--|
| 貸出教材名 | |
| 利用目的 | |
| 利用場所 | |
| 貸出日 | |
| 返却予定日 | |

事務処理欄

防災教材貸出（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

大和市長 大木 哲

先に申請がありました防災教材の貸出しについて、次のとおり決定します。

| 決 定 事 項 | <input type="checkbox"/> 承認 | <input type="checkbox"/> 不承認 |
|---------|----------------------------------|------------------------------|
| 貸出物品名 | | |
| 貸 出 日 | 年 月 日 () | |
| 返却予定日 | 年 月 日 () | |
| 使用目的 | | |
| 使用場所 | | |
| 特 記 事 項 | 申請に虚偽が認められたときは、この承認を取り消すことがあります。 | |

【利用上の注意事項】

- 1 借用者は、防災教材を目的以外に使用してはならない。
- 2 借用者は、防災教材を転貸し、又は譲渡してはならない。
- 3 借用者は、防災教材を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- 4 借用者は、防災教材を滅失又は損傷したとき、それが借用者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

※ 貸出時には、本通知書を持参してください。

※ 紛失・破損等があった場合は、直ちに危機管理課（TEL：260-5777）に連絡してください。

第3号様式

| | | | | |
|----------------------------------|---|------|----------|--------|
| 防災教材利用状況報告書 | 受領者 | 担 当 | 主幹・係長 | 課 長 |
| | | | | |
| | | | | 年 月 日 |
| 大和市長あて | | | | |
| このことについて、次のとおり報告します。 | | | | |
| 貸出し物品名 | | | | |
| 使用日時 | 年 月 日 () 時 分から 時 分まで | | | |
| 使用場所 | | | | |
| 使用目的 | | | | |
| 対象者及び人員 | | | | |
| 防災教材の状況 | 防災教材に傷はないか、 防災教材に傷はある場合、画像は鮮明か。 有 無 | | 有の場合状況記入 | |
| | 防災教材を紛失していないか。 有 無 | | 有の場合状況記入 | |
| 備考欄【防災教材の利用についてご意見等があれば記入してください】 | | | | |
| 団体名 | | | | |
| 記入者名前 | | 電話番号 | | |
| 返却日 | 年 月 日 | | | 管理の状況 |
| | | | | 良 ・ 不良 |